

シリーズ企画

オリンピックと屋内全面禁煙法・条例(その43) 健康増進法改正案の詳細

北九州市医師会広報委員会委員
産業医科大学産業生態科学研究所
健康開発科学研究室 教授

大和 浩

1月30日に厚生労働省のホームページに健康増進法の改正案の一部が紹介されておりましたが、3月9日、全体概要が8枚のPDFで示されました(19～26ページ参照)。

1枚目はすでに3月号で紹介した内容です。「望まない」「場所ごとに」という中途半端な点がありますが、未成年者や患者など受動喫煙に弱い人たちが生活できるように一層の対策が必要であることが述べられています。

2枚目と3枚目で、対策の類型は2種類で非常にシンプルになったことが分かります。

第一種施設(図中A)：学校、病院、児童福祉施設、行政機関は敷地内全面禁煙(ただし、受動喫煙防止対策をとられた「特定屋外喫煙所」は容認)。

第二種施設(図中B)：事務所や飲食店等：原則禁煙(ただし、喫煙専用室は容認、客席100平方メートル以下の飲食店は容認。その場合、出入口に「喫煙可＝受動喫煙あり」の掲示を義務付け)。

3枚目は加熱式タバコの取扱いです。屋内は使用禁止ですが、煙の流出防止措置がとられた喫煙専用室や飲食店で加熱式タバコ専用室を設けた場合は容認、となっています。

4枚目では、国や自治体だけでなく、すべての団体が「望まない受動喫煙が生じない」ように対策を進めるべきことが述べられています。市医師会も係わるすべての組織に働きかけていきましょう。

5枚目では、当面除外される既存の小規模飲食店の基準が解説されており、その割合は事業所数で約5.5割と推測されています。注目すべきは<範囲>の後半、「飲食店のうち、新たに开店した店舗は、2年間で全体の約2割、5年間で約3割強」と記載されていることです。行政の知人に聞いたところ「管轄内に約9,000店舗の飲食店が営業しており、毎年新たに約1,000店舗が開店する」ということでした。飲食店は入れ替わりが激しい業界です。

新規店は規模にかかわらず喫煙専用室の設置か全面禁煙が求められます。小規模店ほど喫煙専用室を設けるスペースがないため、法律施行後は全面禁煙で開業する店舗が増えると思われれます。

6枚目は、罰則規定です。違反者には、「指導」→「勧告・命令」→「罰則(過料)」を適用することが述べられています。法律案本文には、「30万円以下の過料に処する」と記載されています。罰則があるからこそ、法律は守られるのです。健康増進法の大きな前進です。

7枚目は、飲食店等の第二種施設では、「20歳未満の者(従業員を含む)を喫煙可能場所に立ち入らせてはならない、また、成人を対象とした求人募集でも「どのような受動喫煙対策を講じているかについて明示する義務を課す」されています。飲食店のアルバイトとして未成年の高校生や大学生を多く雇用している店舗は自動的に店舗内を禁煙にせざるを得ません。受動喫煙の曝露を受けたくない人たちもモクモクの飲食店ときれいな空気の飲食店があれば、後者を選択するでしょう。人手不足倒産を避けるために全面禁煙の店舗が増えることとなります。厚生労働省、なかなかうまいやり方を考えました。

8枚目には3段階に分けて施行することが書かれています。今年の6月頃に改正案が成立すれば、その6カ月以内、今年度中に国と地方公共団体は全面禁煙を実施することになります。

第一種施設である学校や病院は2019年のラグビーワールドカップまでに、第二種施設は2020年4月1日に施行して東京五輪大会に間に合わせる、という予定です。本シリーズで掲げてきた「諸外国の様な屋内一律全面禁煙」ではありませんが、「五輪大会までに屋内全面禁煙」は一步前進しそうです。頑張れ、厚生労働省！

健康増進法の一部を改正する法律案 概要

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

(1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
 (2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙 ※1)	別に法律で定める日までの間の措置 既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額 5000万円以下 ※3)) かつ 客席面積100㎡以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可
	【加熱式たばこ ※2】 原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内 での喫煙可)	
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内 でのみ喫煙可)	
	飲食店	

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。
 ※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。
 ※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二以上を有する会社である場合などを除く。
 注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。
 注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売(出張販売によるものを含む。)をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

(3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
 (4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせなければならないものとする。
 (5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

3. 施設等の管理権原者等の責務等

(1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備(灰皿等)を設置してはならないものとする。
 (2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、催告、命令等を行うことができる。

4. その他

(1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
 (2) この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
 (3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

2020年4月1日(ただし、1及び2(5)については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日、2.A二重線部の施設に関する規定については公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日)

受動喫煙対策により、現状がどのように変わるのか

- 施設の類型・場所ごとに、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、喫煙可能な場所には掲示を義務付けること等から、受動喫煙対策法案の対象施設においては「望まない受動喫煙」が生じてしまうことはなくなる。
- なお、今般の対策により、WHOによる規制状況の区分は1ランク上がることとなる。

【現状】



- 受動喫煙を生じさせずに喫煙できる場所が必ずしも明らかでないため、
 - ・ 非喫煙者が望まずに受動喫煙をしてしまう
 - ・ 喫煙者も、意図せずに受動喫煙をさせてしまうことが生じる。

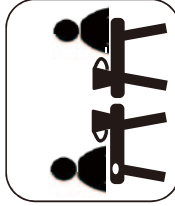
【法施行後】

学校・病院・児童福祉施設等

○ 敷地内禁煙
屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

【事務所等】【飲食店のうち新たに開設する又は経営規模の大きい店舗等】

○ 屋内禁煙

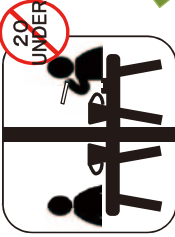


○ 喫煙専用室設置(※)



or

○ 加熱式たばこ専用の喫煙室設置(※)

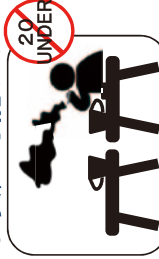


or

掲示義務
室外への煙の流出防止措置

【既存の飲食店のうち経営規模の小さい店舗】

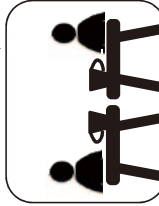
○ 喫煙可能(※)



※全ての施設で、喫煙可能部分は客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない

掲示義務

○ 屋内禁煙



or

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

法施行後、既存の経営規模の小さい飲食店が経営判断に基づいて講じる受動喫煙対策への支援を実施
また、新たに開設する店舗が段階的に増加

屋外や家庭等

○ 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

国及び地方公共団体の責務について

1. 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的に推進するよう努める。

①周知啓発

国民や施設の管理権原者などに対し、受動喫煙による健康影響等について、国及び地方自治体がパンフレット資料の作成・配布等を通じて周知啓発を行う。

②喫煙専用室等の設置に係る予算・税制上の措置

飲食店等における中小企業の事業主等が、受動喫煙対策として一定の基準を満たす喫煙専用室等を整備する際、その費用について助成を行う。

また、中小企業等が経営改善設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、喫煙専用室に係る器具備品等がその対象となることを明確化する。

③屋外における分煙施設

屋外における受動喫煙対策として、自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行う。

2. 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

(考えられる協力の例)

○ 事業主団体等を通じた周知

飲食の機会等において患者や妊婦をはじめ受動喫煙を望まない者を喫煙可能な場所に連れて行くことがないようにするため、受動喫煙を防止する観点からの留意事項をまとめ、事業主団体等を通じて、周知啓発を行う。

○ 民間の飲食店情報サイトへの協力依頼

屋内禁煙、喫煙専用室設置店、既存特定飲食提供施設等の情報を掲載し、飲食店を選択する方に広く周知する。

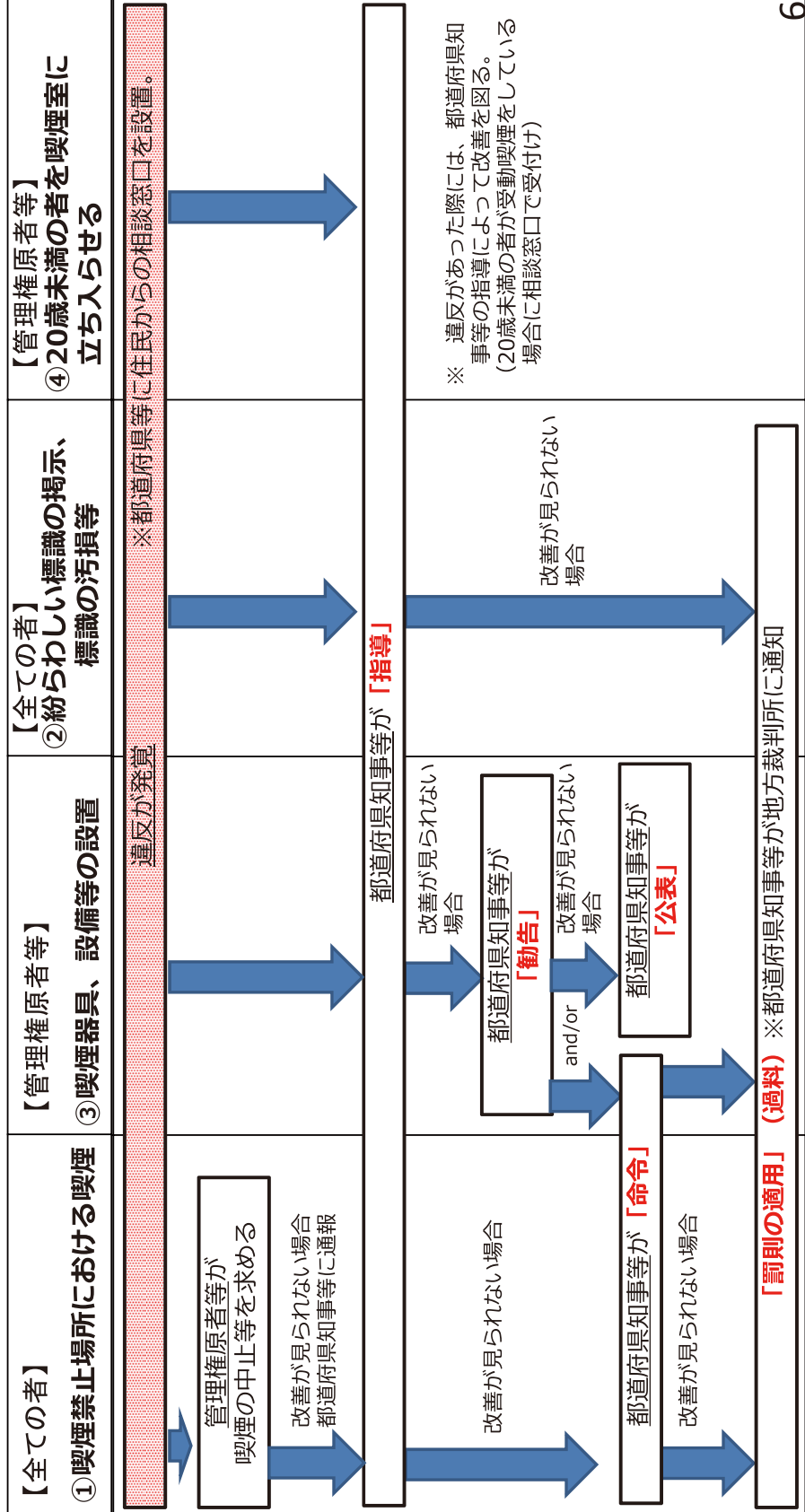
3. 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

○ 加熱式たばこの受動喫煙による健康影響等について、科学的知見の蓄積を行う。

本法案における義務内容及び義務違反時の対応について

- 本法案においては、以下の義務を課すこととしている。
 【全ての者】①喫煙禁止場所における喫煙の禁止、②紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等の禁止
 【施設等の管理権原者等】③喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止
 ④喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと 等
- 義務に違反する場合には、まずは「指導」を行うことにより対応する。指導に従わない場合等には、義務違反の内容に応じた勧告・命令等を行い、改善が見られない場合に限り、罰則（過料）を適用する。

<義務違反時の対応>



従業員に対する受動喫煙対策について

- 多数の者が利用する施設等では、施設等の類型・場所ごとに禁煙措置や喫煙場所の特定を行うこととするが、喫煙可能場所のある施設の従業員の「望まない受動喫煙」を防止するため、以下の施策を講ずる。

1 20歳未満の者（従業員含む）の立入禁止

多数の者が利用する施設等の管理権原者等は、20歳未満の者（従業員を含む）を喫煙可能場所に立ち入らせてはならないこととする。

2 関係者による受動喫煙防止のための措置

関係者（※）に受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務等を設ける。その上で、これらの努力義務等に基づき対応の具体例を国のガイドラインにより示して助言指導を行うとともに、助成金等によりその取組を支援する。

※上記1の施設等の管理権原者等及び事業者その他の関係者

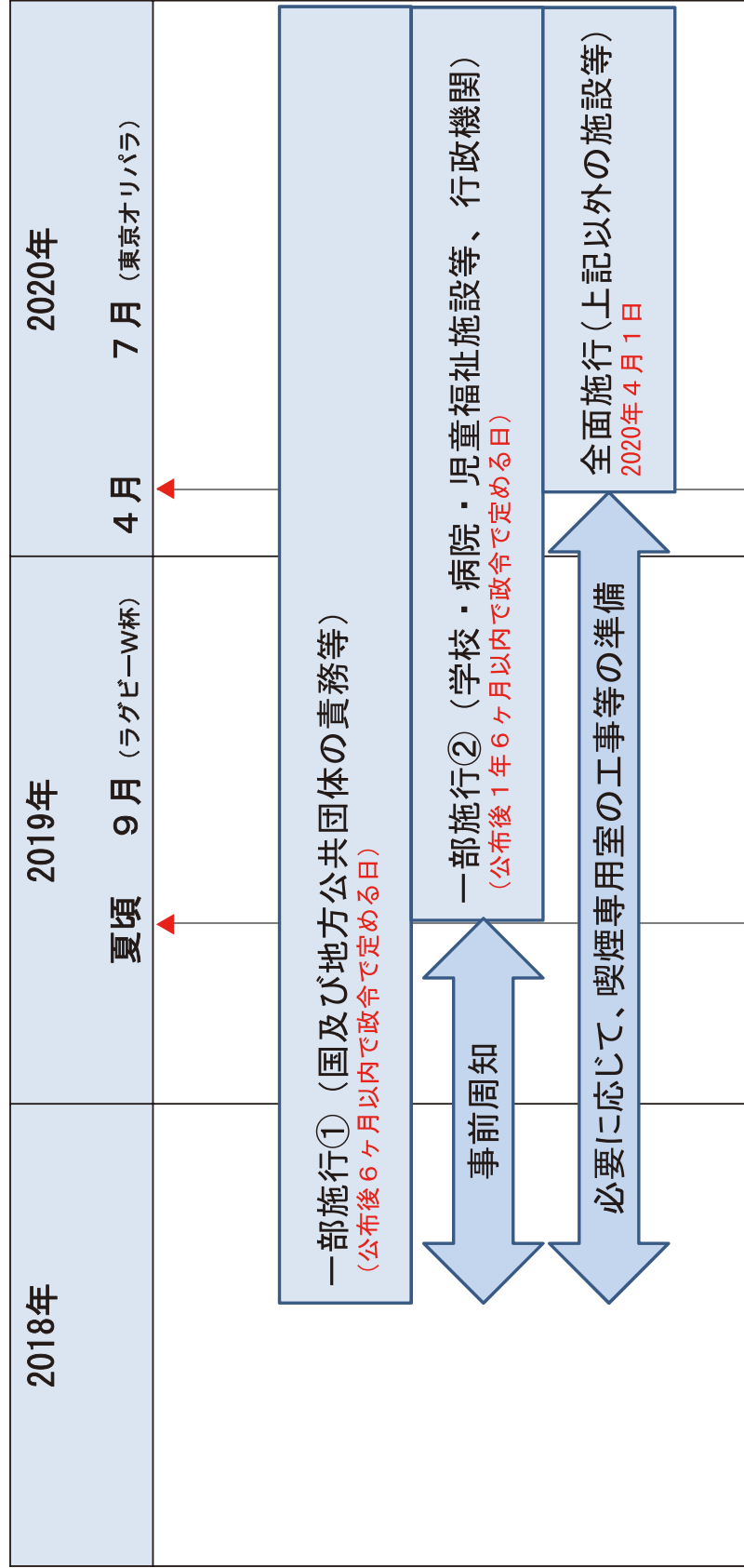
また、従業員の募集を行う者に対しては、どのような受動喫煙対策を講じているかについて、募集や求人申込みの際に明示する義務を課すこととする。（今回の法律とは別に関係省令等により措置）

（参考） ガイドラインに盛り込む措置の例

- ① 喫煙室や排気装置の設置などハード面の対策と助成金等利用可能な支援策の概要
- ② 勤務シフト・店内レイアウト・サービス提供方法の工夫、従業員への受動喫煙防止対策の周知（モデル労働条件通知書の活用）などソフト面の対策と相談窓口等利用可能な支援策の概要
- ③ 従業員の募集や求人申込みの際に受動喫煙対策の内容について明示する等、従業員にならうとする者等の保護のための措置

施行スケジュールについて

- 施設等の類型・場所に応じ、施行に必要な準備期間を考慮して、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に施行する。



予算や税制措置も含めた総合的な取組を進める。